

- 空家等対策協議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)第8条に規定
- 岬町においては、平成30年3月に岬町空家等対策協議会条例を制定
- 空家等対策計画の作成及び変更に関することや計画の実施に関することを協議

協議会の役割

○法による規定(法第8条)

市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。

○国の基本方針

- ・空家等対策計画の作成及び変更に関する協議
- ・特定空家等か否かの判断に関する協議
- ・空家等、特定空家等への立ち入り調査の方針に関する協議
- ・特定空家等に関する措置の方針に関する協議

○岬町空家等対策協議会条例(第2条)

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第67条第1項に規定する空家等対策計画(以下「計画」という)の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。

